

## 荒川区立原中学校 6つのいじめ防止基本方針

- ① 学校一丸となって、いじめ防止に取り組む
- ② 生徒自身がいじめについて考え、行動できるようにする
- ③ 相談しやすい環境を整え、早期発見・解決に努め、いじめから生徒を守る
- ④ 生徒の声を確実に受け止め、軽微ないじめも見逃さない
- ⑤ 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る
- ⑥ 教育委員会、地域・関係諸機関と連携し、いじめへの対処や防止に努める

### I 「いじめ防止」に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こりうるという認識の下、教職員が連携し、未然防止、早期発見に取り組むいじめが確認された場合には、速やかに解決を図る。

併せて、定期的な校内の情報交換に努めるとともに、教師の声かけの大切さや、生徒自身のいじめのサインを見落とさないことについて不断の研修を行う。

#### 1 学校が一丸となって、いじめを許さない学校づくりに努める

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、教職員のいじめに対する感覚を培うとともに教師自身の言動の影響の大きさを自覚し、教師や生徒間の温かい人間関係の醸成に努める。

いじめのサインを発見した時は、早期に校内での協力体制を立ち上げて、組織で対応する。

#### 2 生徒自身がいじめについて考え、決して許されないものであることの意識と行動を培う

行動規範を生徒自身に考えさせ、その行動の成果を適切に評価する。

生徒会活動等による生徒自身の主体的ないじめ防止の取組を支援する。

望ましい学級集団を形成するための道徳教育や学級指導に計画的に取り組む。

目標と達成感を凝集することができる学校行事を通し、学年・学級集団の高まりを認め励ます。

#### 3 相談しやすい環境を整え、いじめの早期発見・早期解決を図る

毎日の健康観察を通し、生徒との信頼関係を培い、生活改善を支援する。

生徒の言動や表情の変化をとらえ、不安や不登校の兆候を未然につかみ、適切な声かけをする。

温かい学級の雰囲気づくりに、規範意識の育成が欠かせないことに留意する。

#### 4 いじめの兆候を確実に受け止め、いじめから生徒を守る

生徒自身のSOSや周りの生徒の情報提供を的確に受け、「先生に言ったら自分がいじめられる」ことがないように、教員間のサポート体制や連絡・相談・報告を強化する。

#### 5 保護者にいじめの事実関係を速やかに報告し、学校の対応について丁寧に理解を得る

当該生徒に全面的に寄り添い、当該生徒を守る姿勢を明確にするとともに、加害生徒に対して時間をかけて指導を行う。そのために保護者との面談を重ね、家庭の協力と信頼回復に努める。

関係機関の助言を受け、複数の目で当該生徒の意識と行動の改善を継続的に図る。

#### 6 教育委員会、地域・関係諸機関との連携

いじめを迅速かつ的確に解決するため、教育委員会に適切に報告し助言を受ける。

関係機関や地域との連絡を密にして、いじめの解決に向けて連携して取り組む。

## Ⅱ 「いじめ防止等対策委員会」

### ○ 主な構成メンバー

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭（特別支援コーディネーター）

### ○ 必要に応じて加わるメンバー

当該担任、スクールカウンセラー、児童相談所職員、ソーシャルワーカー、特別教育支援員  
教育委員会指導主事 等

### <役割>

- 1 いじめの早期発見・早期対応
- 2 いじめへの緊急対応（問題発生時の教員間の意思疎通）
- 3 継続的な当該生徒の見守り
- 4 事後の分析と、原中の実態に応じた教育計画への反映
- 5 教員研修（いじめ防止に関する資質の向上）の開催

## Ⅲ 生徒会活動への支援

生徒自身のいじめに対する問題意識の醸成を図り、生徒会等が主体となったいじめ防止運動を支援する。その成果を生徒自身がとらえ、明確な目標と継続的な活動につなげていく。

生徒朝礼でどのような行動や言動がいじめであるのかを発信し、学級での防止活動を促していく。

「活躍した生徒を称え合う原中生のよさ」を学校全体に意識させ、いじめ防止の素地を培う。

生徒会の挨拶運動等への参加意識を高め、温かい学校づくりを目指す。

## Ⅳ 教師と生徒の温かい人間関係を通じた、いじめの早期発見・早期解決

### <教師の温かいまなざしを通して>

本気で取り組む生徒を認め、生徒の成長に寄り添う原中のよさを学校全体で共有する。

生徒の相互の言葉のやり取りや行動に留意し、いじめにつながるSOSや兆候に気付く。

係活動や当番活動を見守り、学級の一員としての確かな成長を認め励ます。

教師の言葉がいじめの契機になり、いじめの助長につながることに特に留意する。

教室環境の荒れが人間関係の荒れにつながることを意識し、落ち着いた環境構成を行う。

学年・学級目標を不断に語りかけ、考えて行動する規範意識を育成し、集団の力を高める。

### <実態調査を通して>

「ふれあい月間」の取組を活用し、定期的にいじめの実態調査を行う。

定期的に「いじめチェックシート」を用い、いじめの早期発見に努める。

SNSでのいじめの実態を調査し、必要な啓発を行い、家庭と協力してSNSルールの徹底を図る。

調査結果を学年ごとに分析し、学校全体のいじめ防止への計画的な生活指導に取り組む。

### <複数の目で>

学校・学年だよりや保護者会を通し、生徒の状況を丁寧に伝え、家庭とのいじめ防止に取り組む。

家庭学習の頑張りを不断に励まし、日々の心の成長を三者面談等で保護者と共有する。

スクールカウンセラーや養護教諭、特別教育支援員との情報交換に努め、複数の目で生徒を見守る。

スクールカウンセラーによる1年生の全員面接を実施し、生徒理解の促進を図る。

### <計画的な指導を通して>

道徳や学級指導等を通し、計画的にいじめについて考える機会をもつ。

いじめは心身の成長や人格形成に影響するだけでなく、生命や身体に重大な危険が及ぶものであることを理解させる。

書くことを通した指導を重ね、相互に大切な存在であり守っていくことの意味の形成を図る。

周りの生徒がいじめを見て、見ぬふりをするのもいじめに加担していることを理解させる。

いじめを受けた際に、自分の言葉で安心して、SOSを発信できる信頼関係の醸成に努める。

## V いじめ発見後の生徒への対応と継続的な指導

### <いじめを受けた生徒への対応>

いじめの訴えを受けたときは、いじめを受けた生徒から事実を確認し速やかに管理職に報告する。

その際、いじめの事実関係を時系列に記録し、いじめの実態を明確にする。

緊急に、いじめ等対策委員会を招集し、学校としての対応方針を明確にする。

いじめを受けた生徒の保護を最優先に考え、スクールカウンセラーと協力し、時間をかけて当該生徒に寄り添い、継続してメンタルケアを行う。

当該保護者の不安を丁寧に聞き取るとともに、学校の指導方針に理解を得る。

いじめの再発防止に学校全体で取り組み、いじめを契機として不登校につながることはないように、安心して登校できる環境を整える。

### <いじめを行った生徒への対応>

いじめを行った生徒が複数いる場合には、個別に聞き取り、事実関係を明確にする。

明確となった事実に基づき、毅然とした指導を行い、いじめを即時にやめさせる。

スクールカウンセラーの協力を得て、継続したメンタルケアを行う。

複数の教員によって継続した指導を行い、確かな行動変容につなげる。

当該保護者に対して、いじめの事実関係を正確に伝え、感情的な反応を受けないように丁寧に生徒への指導に理解を得る。

いじめを受けた生徒が安心して授業が受けられるようにするため、必要な期間、いじめを行った生徒を別室で学習させる手立てについて検討する。

## VI 保護者の理解と協力

いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることがないように、学校の対応方針への理解・協力を努め、保護者の不安に寄り添う。

そのための面談を重ね、信頼の醸成に努めるとともに、適時スクールカウンセラーの紹介を行う。

必要に応じて他保護者に対しても臨時保護者会を開催し、対応についての説明と理解の機会をもつ。

## VII 区教育委員会、関係機関との連携

荒川区教育委員会に、事実関係を逐次報告するとともに助言と指導を仰ぐ。

対応状況に応じて、スクールカウンセラーや指導主事の派遣を要請し、生徒に寄り添った解決を図るとともに、事態の深刻化を防ぐ。